

研 修 事 業

平成20年度研修部・総合研修所事業計画

研修制度の概要

不動産登記法を始めとする各種法令の改正を受け、司法書士に求められる法律家としての資質と執務能力の向上を図り、信頼を高めていくことを目的とする研修が要求されている。

司法制度改革、規制緩和、構造改革に十分耐えられる司法書士制度を確立するために、次のような研修事業計画を推進していく。

1. 法律家としての職業倫理に関する研修。
2. 不動産登記法の改正に対応する研修。
3. 商業登記法の改正に対応する研修。
4. 犯罪による収益の移転防止に関する法律に対応する研修
5. その他新設・改正された法令の習得に関する研修。
6. 簡裁訴訟代理関係業務に関する研修。
7. 裁判実務の習得を目的とする研修。
8. 商事法務・企業法務に携わる専門職能としての研修。
9. 成年後見実務を担う専門家としての資質向上を図るための研修。
10. 国民への法的サービスを提供するための研修。
11. その他会員の資質と執務の向上を図る研修。

また、オンライン申請推進のための各会員事務所環境の整備に資するためにも、小規模による研修の重要性を再認識し、支部ブロック研修と支部セミナーの強化を推進する。

新人研修は、次の世代を担う人材の養成と位置づけ、日本司法書士会連合会・関東ブロック司法書士会協議会の新人研修と連携し、法律家として社会の要請に十分に答え得る司法書士の養成を目指す。